

# 第1章 計画策定の概要

## 1. 計画策定の趣旨

我が国においては、人口構造の高齢化等と相まって、障害者や介護者の高齢化並びに障害の重度化・重複化といった問題の表面化が進むとともに、障害者を取り巻く社会状況・環境等についても、情報化や住民の価値観・ライフスタイルの多様化が進んできています。また、障害者自身の意識も変化し、地域における自立した生活や社会参加に対する意欲・志向性が、これまで以上に高まってきています。

このような状況の中で、国においては、平成12年度より介護保険制度が施行されるなど、新しい福祉の枠組みを構築する取り組みが進められています。

障害者福祉サービスのあり方についても平成15年4月の「支援費制度」導入により、従来の措置制度を基本とする仕組みから利用契約を基本とするしくみへと変わってきています。また、平成17年4月の「発達障害者支援法」施行など、障害種の広がりに対応した法整備も進められてきました。

さらに、平成18年度からは「障害者自立支援法」の施行により、障害保健福祉の総合化、自立支援型システムへの転換、制度の持続可能性の確保の3つの視点から、従来の障害者関連サービスが新たな体系へと再編され、これらサービスの整備目標と利用促進の環境づくりのため、平成18年度中に「障害福祉計画」を策定することが義務づけられました。

洞爺湖町は、旧虻田町と旧洞爺村との新設合併（平成18年3月27日）によって誕生した新しい町です。洞爺湖町では、その目指すべきビジョンを示した「洞爺湖町まちづくり総合計画」において「やさしさあふれる健康福祉のまちづくり」を基本目標のひとつとして掲げるなど、障害者の福祉の向上を目指した施策を展開しているところですが、障害者をめぐるこの度の法制度改正や社会環境等の変化に対応するため、「洞爺湖町障害者基本計画・障害福祉計画」を策定し、今後一層の障害者施策の推進を図っていくものとします。

## 障害者施策のあゆみ

### 国際連合の対応

- 昭和 23 年の「世界人権宣言」の採択により、障害者問題が基本的人権の保障に関わる社会的な課題として捉えられる。
- 昭和 50 年の第 30 回国連総会において「障害者の権利に関する宣言」が採択されたのを受け、障害者福祉についての関心と理解を深めるための取り組みが進められる。
- 昭和 56 年を「国際障害者年」（テーマ：完全参加と平等）とする。
- 昭和 57 年の国連総会において、「国際障害者年」の趣旨をより具体的なものとするため、「障害者に関する世界行動計画」を採択する。
- ノーマライゼーションの理念に基づき障害者の社会参加を進めるため、昭和 58 年から平成 4 年までの 10 年間を「国連障害者の 10 年」とする。
- 平成 4 年、「国連障害者の 10 年」に続く取り組みとして、アジア太平洋地域における障害者への認識を高め、域内障害者施策の質の向上を目指すために、国連アジア太平洋経済社会委員会(UNESCAP)において、「アジア太平洋障害者の 10 年」が採択される。
- 平成 14 年 5 月の ESCAP 総会において、我が国の主唱により、「アジア太平洋障害者の 10 年」が 10 年延長される。
- 平成 14 年 10 月に滋賀県大津市で開催された最終年ハイレベル政府間会合において、この新たな「アジア太平洋障害者の 10 年」の地域行動計画となる「びわこミレニアム・フレームワーク」が採択される。

### 国の対応

- 昭和 25 年に「身体障害者福祉法」を施行する。
- 昭和 45 年に「心身障害者対策基本法」を施行する。
- 昭和 57 年に「障害者対策に関する長期計画」を策定する。
- 昭和 62 年に「障害者対策に関する長期計画後期重点施策」を決定する。
- 平成 4 年の「障害者対策に関する新長期計画～全員参加の社会づくりをめざして～」の策定により、障害者の自立と社会参加をより一層推進するための具体的な方策が示される。
- 平成 4 年 12 月に「心身障害者対策基本法」を改正し、法の対象として身体障害・知的障害に新たに精神障害を加えること、市町村は障害者福祉計画を策定することなどを内容とする「障害者基本法」を施行する。これにより、「障害者対策に関する新長期計画」は同法に基づく「障害者基本計画」として位置づけられる。

- 平成7年には、「障害者基本法」の重点施策の実施計画である「障害者プラン～ノーマライゼーション7か年戦略～」を策定し、具体的な施策の推進を図る。
- 平成12年5月の「社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律」成立に伴い、障害福祉サービスに関わる社会福祉制度が再編され、行政が福祉サービスを決定する従来の「措置制度」から、福祉サービス利用に際して利用者と事業者が対等な関係に基づき契約する「支援費制度」（平成15年4月施行）へと移行する。
- 平成12年11月には、身体障害者や高齢者等が社会・経済活動への積極的な参加ができるよう、気軽に安心して公共交通機関を利用し移動できることを目指した「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（交通バリアフリー法）」が施行される。
- 平成14年12月、平成15年度からの新たな「障害者基本計画」を閣議決定、この新長期計画を具体的に推進していくための前期重点施策実施計画として「重点施策実施5か年計画（新障害者プラン）」を障害者施策推進本部決定する。
- 平成16年5月、「障害者基本法」が改正される。
- 平成16年10月、社会保障審議会・障害者部会において、「今後の障害保健福祉施策について(改革のグランドデザイン案)」が厚生労働省より示される。
- 平成16年12月に「発達障害者支援法」が成立、平成17年4月より施行される。
- 平成17年10月、「障害者自立支援法」が成立する。

## 2. 計画の性格・位置づけ

### (1) 「障害者基本計画」と「障害福祉計画」

「障害者基本計画」は、「障害者基本法」に基づく市町村計画で、障害者のための施策に関する基本的な事項について定めるものです。

「障害福祉計画」は、「障害者自立支援法」に基づく市町村計画で、同法で定める障害福祉サービス等の必要量や確保の方策等について定めるものです。

「障害者基本計画」は、本町における障害者関連個別計画の最上位計画として位置づけられる計画であり、「障害福祉計画」を内包するものとして、両計画を一体的に策定します。

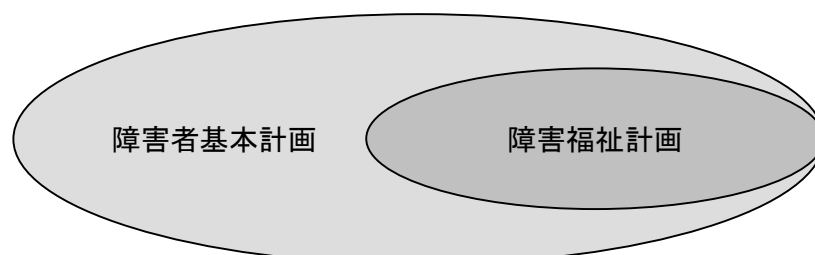
#### 障害者基本法

第九条三 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第四項の基本構想に即し、かつ、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

#### 障害者自立支援法

第八十八条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

	障害者基本計画	障害福祉計画
根拠法	障害者基本法	障害者自立支援法
計画期間	中長期	3年間 ※但し、第1期計画の計画期間は平成20年度まで)
計画内容	障害者のための施策に関する基本的事項を定める	障害福祉サービス等の必要量や確保に関して定める



## (2) 「障害者」の定義について

本計画における障害者の定義については、原則として下記の各法制度によるものとします。

## 障害者基本法

第二条 この法律において「障害者」とは、身体障害、知的障害又は精神障害（以下「障害」と総称する。）があるため、継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける者をいう。

## 障害者自立支援法

第四条 この法律において「障害者」とは、身体障害者福祉法第四条に規定する身体障害者、知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち十八歳以上である者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第五条に規定する精神障害者（知的障害者福祉法にいう知的障害者を除く。以下「精神障害者」という。）のうち十八歳以上である者をいう。

二 この法律において「障害児」とは、児童福祉法第四条第二項に規定する障害児及び精神障害者のうち十八歳未満である者をいう。

## 身体障害者福祉法

第四条 この法律において、「身体障害者」とは、別表に掲げる身体上の障害がある十八歳以上の者であって、都道府県知事から身体障害者手帳の交付を受けたものをいう。

## 知的障害者福祉法

※ 知的障害者の定義について、明確な条文化はされていない。

## 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律

第五条 この法律で「精神障害者」とは、統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障害、精神病質その他の精神疾患を有する者をいう。

## 児童福祉法

第四条二 この法律で、障害児とは、身体に障害のある児童又は知的障害のある児童をいう。

但し、障害者数を扱う場合等、定量的なデータ把握・推計が必要な場合にあっては、原則として各障害者手帳所持者を当該各障害者として扱っています。

定量的な把握が必要な場合における各障害者の定義

	定 義
身体障害者	身体障害者手帳の所持者
知的障害者	療育手帳の所持者
精神障害者	精神保健福祉手帳の所持者
	自立支援医療費（精神通院）支給認定受給者証の所持者

### 3. 計画期間

「障害者基本計画」は、中長期的視点から障害者施策の方向性を定める計画であることを踏まえ、その計画期間を平成 19～23 年度の 5 年間とします。

「障害福祉計画」は、平成 20 年度までを計画期間とする計画として、これを 18 年度中に策定することが制度的に定められています。したがって、平成 19～20 年度の 2 年間で第 1 期計画の計画期間とします。

	平 成 (年 度)										
	18 年	19 年	20 年	21 年	22 年	23 年	24 年	25 年	26 年		
洞爺湖町 まちづくり総合計画		基本構想（～H28）									
障害者基本計画		第 1 次計画					第 2 次計画				
障害福祉計画		第 1 期計画		第 2 期計画			第 3 期計画				
次世代育成支援行動計画	(H17～) 前期計画				後期計画						
高齢者保健福祉計画 介護保険事業計画	第 3 期計画			第 4 期計画			第 5 期計画				

## 4. 計画策定の体制と経緯

### (1) 計画策定の体制

本計画の策定にあたっては、「洞爺湖町障害者アンケート調査」を実施して、本町にお住まいの障害者の実態やニーズを把握し、これらの諸データを含めた地域状況を踏まえ、本計画を策定しました。

[洞爺湖町障害者アンケート調査の実施概要]

**【調査対象母集団】**

◇居住地が洞爺湖町であって、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療費（精神通院）支給認定受給者証の所持者。

**【調査方法】**

◇郵送法によるサンプル調査

**【調査基準日】**

◇平成18年9月1日

**【調査期間】**

◇平成18年10月

**【配布数と回収数】**

◇配布数 675票、回収数 374票（回収率55.4%）

また、障害者当事者並びに障害者福祉に関連する関連施設・機関等の代表等を中心とする「洞爺湖町障害者基本計画・障害福祉計画策定委員会」を開催し、障害福祉サービスについての意見・ニーズ等の把握に努めるとともに、本町の目指すべき障害者施策のあり方等について協議し、本計画を策定しました。

## (2) 計画策定の経緯

策定の経緯は次のとおりです。

年 月 日	経 緯 概 要
平成 18 年 9 月 8 日	○第 1 回 洞爺湖町障害者基本計画・障害福祉計画策定委員会 ◇委員長、副委員長選出 ◇計画の概要説明 ◇アンケート調査の実施について
平成 18 年 10 月	○洞爺湖町障害者アンケート調査の実施
平成 18 年 12 月 8 日	○第 2 回 洞爺湖町障害者基本計画・障害福祉計画策定委員会 ◇人口推計・障害者数推計値等から見る洞爺湖町の将来フレーム ◇アンケート調査の結果について ◇計画の組み立てイメージと構成 ◇新しい障害者サービスと取り組み
平成 19 年 1 月 19 日	○第 3 回 洞爺湖町障害者基本計画・障害福祉計画策定委員会 ◇計画（第 1 次案）について [第 1 編・第 2 編を検討]
平成 19 年 2 月 22 日	○第 4 回 洞爺湖町障害者基本計画・障害福祉計画策定委員会 ◇計画（第 1 次案）について [第 3 編を検討]
平成 19 年 3 月	○第 5 回 洞爺湖町障害者基本計画・障害福祉計画策定委員会 ◇計画（第 2 次案）について [検討⇒承認]

## 5. 計画管理等の体制としくみ

### (1) 「洞爺湖町障害者自立支援協議会」による計画管理

町では「洞爺湖町障害者自立支援協議会」を設置し、本計画の進捗状況の点検・評価等を行います。

協議会では、毎年 of 計画の進捗状況を評価するなど、洞爺湖町における障害者福祉施策の計画的推進並びに、地域の障害福祉に関するシステムづくりについて、協議等を行っていきます。

## 〔所掌事務〕

- ◇障害者福祉施策に係る計画策定に関する協議
- ◇障害者福祉サービス提供体制に関する協議、調整
- ◇相談支援事業者の運営評価等
- ◇困難事例への対応のあり方に関する協議、調整
- ◇地域の関係機関によるネットワーク構築等に向けた協議
- ◇地域の社会資源の開発、改善
- ◇市町村相談支援機能強化事業等の活用に関する協議
- ◇その他地域の障害者福祉施策を推進するために必要な事項

## (2) 協働による計画推進

計画の推進のためには、行政や町民、各種団体それぞれが役割を担い、また連携していくことが不可欠となります。

障害者や本計画について理解を広める努力を最大限に行い、また、障害者自立支援協議会を中心として、多様なネットワークを構築しながら施策を実施していくための連携を図っていきます。